

○和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月15日

条例第51号

改正 平成29年3月24日条例第5号

平成31年2月27日条例第5号

令和元年7月24日条例第1号

令和2年7月2日条例第43号

令和3年9月28日条例第32号

令和5年3月17日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

2 市は、法第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供を受けることができる場合は、その保有する特定個人情報（処理しようとする事務に関して保有する特定個人情報ファイル以外の特定個人情報ファイルに記録されているものに限る。）に含まれる個人番号の利用に優先して当該提供を受ける特定個人情報に含まれる個人番号の利用を行うものとする。

(利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第3欄に掲げる情報をその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用すること。
- (2) 市長又は教育委員会が、法別表第2の第2欄に掲げる事務であって、同欄に規定する

法律の規定により市長又は教育委員会が処理することとされているものを処理するために必要な同表の第4欄に掲げる情報（市長又は教育委員会が保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）を当該特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用すること。

(3) 市長が、法別表第2の第2欄に掲げる事務であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより本市が処理することとされているものを処理するために必要な同表の第4欄に掲げる情報（市長が保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）を当該特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用すること。

(4) 市長が、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は租税に関する法律若しくはこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め若しくは協力の要請を行うため、特定個人情報（市長が保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）を当該特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用すること。

2 前項第1号から第3号までの規定によりこれらの号に規定する機関が特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、次に掲げるものとする。

(1) 市長が教育委員会から法別表第2の第2欄に掲げる事務であって同欄に規定する法律の規定により教育委員会が処理することとされているものを処理するために必要な当該事務の区分に応じ同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められた場合において、教育委員会に対し、当該特定個人情報を提供すること。

(2) 教育委員会が市長から法別表第2の第2欄に掲げる事務であって同欄に規定する法律の規定により市長が処理することとされているものを処理するために必要な当該事務の区分に応じ同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められた場合において、市長に対し、当該特定個人情報を提供すること。

2 前項第1号及び第2号の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は、法附則第

1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成 29 年 5 月 30 日)

2 この条例の施行の日から個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 65 号) 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第 1 条、第 3 条第 2 項及び第 5 条の規定の適用については、第 1 条及び第 5 条中「第 19 条第 10 号」とあるのは「第 19 条第 9 号」と、第 3 条第 2 項中「第 19 条第 7 号又は第 8 号」とあるのは「第 19 条第 7 号」とする。

附 則 (平成 29 年 3 月 24 日)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 2 月 27 日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 7 月 24 日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 2 日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 28 日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 17 日)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	和歌山市子ども医療費の支給に関する条例 (昭和 48 年条例第 108 号) による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 7 条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 8 号までに規定する事項に関する情報 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事

		<p>項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3</p>

		号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護の決定に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳

		<p>の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102</p>

		号) による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）による市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	和歌山市改良住宅条例（平成9年条例第70号）による改良住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの

5 市長	和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和54年条例第14号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	和歌山市老人医療費の支給に関する条例（昭和47年条例第43号）による老人に対し医療費を支給する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

7 市長	生計維持が困難な者等に対する社会福祉法人による介護サービス利用者負担額又は介護予防サービス利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例（昭和51年条例第16号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの		

		精神障害者保健福祉手帳関係情報 であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報 であって規則で定めるもの
9 市長	和歌山市心身障害児福祉年金条例 (昭和42年条例第14号)による 福祉年金の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定 めるもの
		地方税関係情報であって規則で定 めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって 規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関す る法律による特別児童扶養手当の 支給に関する情報であって規則で 定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情 報であって規則で定めるもの
10 市長	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平 成17年法律第123号)に基づ く障害者福祉サービスの利用者負 担の上限月額軽減に関する事務 及び児童福祉法(昭和22年法律 第164号)に基づく障害児通所 支援の利用者負担の上限月額軽減 に関する事務であって規則で定 めるもの	住民票関係情報であって規則で定 めるもの
		地方税関係情報であって規則で定 めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情 報であって規則で定めるもの
11 市長	和歌山市障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための 法律に係る地域生活支援事業に関 する条例(平成18年条例第33 号)による地域生活支援事業に関 する事務であって規則で定めるも の	住民票関係情報であって規則で定 めるもの
		地方税関係情報であって規則で定 めるもの
		生活保護関係情報であって規則で 定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情

		報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	和歌山市身体障害者等訪問入浴サービス事業条例（平成16年条例第2号）による身体障害者等訪問入浴サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	和歌山市立保育所条例（昭和32年条例第31号）及び和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例（平成27年条例第37号）による保育に係る費用等の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

1.4 市長	認定こども園、保育所又は地域型 保育事業所に在籍する第3子以降	住民票関係情報であって規則で定 めるもの
	の児童に係る副食費の助成に関す る事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定 めるもの
		国民年金法による障害基礎年金の 支給に関する情報であって規則で 定めるもの